

# 多家良中央コミュニティ協議会役員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、多家良中央コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第7条に基づき多家良中央コミュニティ協議会役員会(以下「役員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 役員会は、多家良中央コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)の運営並びに事業推進の中核として次の業務をおこなう。

- (1) 事業計画、予算、会則の制定改廃、事業報告、決算の認定その他総会提出案件にかかる事前審議及び議案の調整。
- (2) 事業の全体的な調整及び円滑な推進に関する協議。
- (3) その他協議会の運営及び諸問題についての審議。

(構成員)

第3条 役員会は、協議会の顧問、会長、副会長、監事、事務局長、事務局員及び理事並びに専門部会長で構成する。

(開催等)

第4条 役員会は必要の都度開催するものとし、協議会の会長が招集する。

2 役員会の議事は協議会の会長が付議し、進行を務める。

(審議)

第5条 役員会での審議は話し合いによる全会一致を原則とする。

(事務処理)

第6条 役員会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は役員会において審議し、総会で審議承認を行う。

(定めのない事項)

第8条 この規約に定めのない事項については、必要の都度協議会の会長が定め、役員会に報告する。

付 則

この規約は会則施行の日から施行する。

第3条を次のとおり改正する。

運営委員会に顧問を加える。平成15年5月7日総会にて承認。即日施行

付 則

この規約の名称を令和6年4月1日から「多家良中央コミュニティ協議会運営委員会規約」改め「多家良中央コミュニティ協議会役員会規約」とする。